

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和6年10月〇日

※必ず給油伝票の写しを添付すること

令和6年10月13日執行
南部町(町長・議会議員一般)選挙
候補者氏名 南部 太郎

日ごとに記載

のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		株式会社■■■■ 西伯郡南部町〇〇●●番地 代表取締役 □□ □□		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和6年10月8日	鳥取500わ1234	〇〇.〇ℓ	〇,〇〇〇円	
令和6年10月9日	鳥取500わ1234	〇〇.〇ℓ	〇,〇〇〇円	
令和6年10月10日	鳥取500わ1234	〇〇.〇ℓ	〇,〇〇〇円	
令和6年10月11日	鳥取500わ1234	〇〇.〇ℓ	〇,〇〇〇円	
令和6年10月12日	鳥取500わ1234	〇〇.〇ℓ	〇,〇〇〇円	

備考

1 この証明書は、使用に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票(燃料の伝票)を提出し、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の

選挙運動用自動車の車種及びナンバーを記載
※燃料供給の公費負担を受けられる自動車は、使用契約届出書に記載された選挙運動用自動車に限る。
事務連絡用等の自動車に供給した燃料代は対象外なので、混同して記載しないよう注意

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号(車両番号)」欄には、契約届書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号(車両番号)を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

給油量、金額を日ごとに集計して記載

4 燃料供給業者が南部町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、南部町に支払を請求することはできません。

6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

【給油伝票の例】

(例1)

納品書			
南部 太郎 様			
選挙運動用自動車のナンバーが記載されていることが必要		株式会社■■■■■ 西伯郡南部町○○●●番地 TEL 0859-○○-○○○○	
給油年月日	日付	登録番号	
	R6.10.○	鳥取 500 わ 1234	
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	30.0ℓ	170円	5,100円
契約単価		供給金額	

(例2)

納品書	
給油年月日	令和6年10月○日
売上 ○○ ○○ 様	
登録番号	選挙運動用自動車のナンバーが記載されていることが必要
鳥取500 わ 1234	
レギュラーガソリン	
30.0ℓ	
@170 ¥5,100円	
契約単価	合計 ¥5,100円
	供給金額
株式会社■■■■■ 〒683-○○○○ 西伯郡南部町○○●●番地 TEL 0859-○○-○○○○	

給油伝票に記載された燃料供給年月日・供給量・供給金額を日付ごとに使用証明書に転記